

○湖北環境衛生組合特別職の職員で常勤のものとの給与  
及び旅費に関する条例

〔昭和44年3月15日〕  
条例第9号

改正 昭和45年12月26日 条例第12号 昭和46年3月26日 条例第14号  
昭和49年10月23日 条例第2号 昭和51年8月5日 条例第1号  
昭和62年2月23日 条例第2号 平成19年3月31日 条例第1号

(目的及び適用範囲)

第1条 この条例は、次に掲げる特別職に属する職員の給与及び旅費について定めることを目的とする。

- (1) 管理者
- (2) 副管理者

(給与の種類)

第1条の2 給与は給料とする。

(給料の額)

第1条の3 給料年額は別表第1に掲げる額とする。

(給料の支給)

第1条の4 給料は在職期間に応じ、毎年度末（退職、失職、死亡の場合はその都度）に支給する。

2 前項の在職期間は、就任した日の属する月から起算し、退職（失職、死亡、管理者の辞職を含む。）した日の属する月までとする。

3 第1項及び前項によって算出した給料の額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

(旅費)

第2条 旅費は鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料及び食事料とする。

(鉄道賃)

第3条 鉄道賃の額は、次に掲げる旅客運賃及び急行料金による。

- (1) 運賃の等級を2階級に区分する路線による旅行の場合は、上級の運賃
- (2) 運賃の等級を設けない路線による旅行の場合には、その乗車に要する運賃
- (3) 急行料金を徴する路線による旅行の場合には、前2号に規定する運賃の外、次に掲げる運賃

イ 第1号の規定に該当する路線による旅行の場合には、これらの規定による運賃の等級と同一等級の急行料金

ロ 前号の規定に該当する路線による旅行の場合には、その乗車に要する急行料金

2 前項に規定する急行料金は、次の各号の一に該当する場合に限り支給する。

- (1) 特別急行列車を運行する路線による旅行で片道300キロメートル以上のもの

(2) 普通急行列車を運行する路線による旅行で片道100キロメートル以上のもの  
(船賃)

第4条 船賃の額は、次に掲げる旅客船賃（はしけ賃及びさん橋賃を含む。以下本条において「運賃」という。）及び寝台料金（これらのものに対する通行税を含む。）による。

(1) 運賃は1等料金

(2) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃

(3) 公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前号に規定する運賃の外に支払った寝台料金

(車賃等)

第5条 車賃、日当、宿泊料及び食事料の額は、別表第2の定額による。

(航空賃等)

第6条 航空運賃、在勤地内旅行の旅費及び在勤地以外の同一地域内の旅費に関する条例の規定を準用して算出された額とする。

(旅費の支給方法)

第7条 旅費の支給方法は、一般職の職員の旅費支給の例によるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和43年8月1日から適用する。

附 則（昭和45年12月16日条例第12号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和46年3月26日条例第14号）

この条例は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則（昭和49年10月23日条例第2号）

この条例は、昭和49年10月1日から適用する。

附 則（昭和51年8月5日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和51年4月1日から施行する。

附 則（昭和62年2月23日条例第2号）

この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月31日条例第1号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

別表第1

区 分	給 料 年 額
管 理 者	60,000円
副管理者	55,000円

別表第2

区 分	旅 費 の 額
管 理 者	石岡市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例別表第2に規定する市長の職にあるものの旅費相当額
副管理者	同副市長の職にあるものの旅費相当額